

● フラット 35 の不正利用に対する再発防止策の指示と実態調査の開始

5月8日の日経新聞朝刊は、住宅金融支援機構が提供する長期固定金利型の住宅ローン「フラット35」が、不動産投資に不正利用された疑いが出ていると報じた。投資向けの資金よりは低利で借りられるため、実際には住まずに投資にまわす住宅の借り入れに使う事例があるようだ。石井啓一国土交通相は7日の閣議後の記者会見で、「本来の目的を逸脱した利用は遺憾だ」と語り、機構に再発防止を指示したと明らかにした。フラット35は自ら居住する目的で住宅を購入する人に対し、機構と提携した民間金融機関が資金を貸し出す。35年間の長期にわたり、低い固定金利で借りられることが特徴だ。第三者に貸し出す投資用不動産を取得するための利用は認めていない。投資目的の借り入れだと確認できれば、資金の一括返還を求めることになると考えられる。

5月9日のNHKニュースでは、事態を重く見て、機構が融資機関と共同で、現地調査を含む実態調査を行うと報じている。